

第 3 次

ふくいの食育・地産地消推進計画

平成 3 1 年 3 月

福井県

目 次

I	これまでの活動と主な成果	・・・	1
II	第3次計画策定の趣旨	・・・	4
	1 趣旨		
	2 計画の位置づけ		
	3 計画期間		
III	基本理念	・・・	6
	1 基本理念		
	2 基本方針	・・・	7
IV	目標	・・・	8
	1 「食育」		
	2 「地産地消」		
V	施策	・・・	9
	1 「食育」		
	2 「地産地消」	・・・	14
VI	推進体制	・・・	18
VII	参考資料	・・・	19
	○食育基本法		
	○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律		
	○福井県地産地消の推進に関する条例		
	○計画策定の経過		
	○第3次ふくいの子育・地産地消推進計画策定専門委員名簿		

I これまでの活動と主な成果

食育

■ライフステージに応じた「しあわせ元気」な食育活動の推進■

◎小・中学校における農林漁業体験学習の実施校の割合 目標：90%（H30）

小学校の畑作体験学習 目標：全校実施（H30）

学校給食畑の導入や、農林水産業の体験を強化することを目的として実施しました。

農林漁業体験学習実施校の割合 85%（H24）⇒ 100%（H29）

小学校の畑作体験学習 未実施24校（H24）⇒ 全校実施（H29）

◎家庭における食育の実施状況（早寝早起き朝ごはん運動等実施家族数）

目標：10,000家族（H30）

県小中学校PTA連合会を通じた活動等により、早寝早起き朝ごはん運動等を実施しました。

早寝早起き朝ごはん運動実施家族数

7,248家族（H25）⇒ 16,821家族（H29）

地産地消

■消費者との「つながり」を活かした地産地消の推進■

◎園芸生産額の拡大

目標：180億円（H30）

耐候性ハウスの導入や嶺南地域を中心とした大規模園芸ハウスの整備等により、軟弱野菜やミディトマト等、消費者にとって身近な園芸品目の生産拡大に努め、園芸生産額を拡大しました。

園芸生産額 140億円（H25）⇒ 173億円（H29）

◎学校給食地場産食材使用率（重量ベース） 目標：50%（H30）

地場産食材を活用した和食給食を推進しました。

地場産食材使用率（重量ベース） 35%（H25）⇒44.7%（H29）

（参考）学校給食での地場産食材使用率（%）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
使用率（%）	35.3	40.9	43.5	44.9	44.7

※学校給食食材産地別使用量調査結果より

◎大規模農産物直売所の販売額 目標：30億円（H30）

27億円（H24）⇒33億円（H29）

（参考）大規模農産物直売所の販売額（販売額単位：百万円）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
年間販売額（5,000万円以上）	2,898	3,083	2,971	3,272	3,310

◎家庭における地元の食材の利用状況

・優先的に購入する人の割合（毎年） 目標：野菜50%（H30）

野菜40%（H24）⇒53.0%（H28）

（参考）地元の野菜を優先的に購入する人の割合（%）

年度	H24	H26	H27	H28
割合（%）	40	50.5	47.1	53.0

※ショッピングセンターや食育・地産地消関連イベントでの意向調査結果

（参考）農林水産物や農産加工品を購入する際、福井県産農林水産物であることを意識している人の割合（%）

年度	H25	H29	増減
意識している	21.8	27.8	6.0 ↗
どちらかという意識している	44.2	53.7	9.5 ↗
合計	66.0	81.5	15.5 ↗

※平成25年度、29年度実施「食育・地産地消に関するアンケート調査（県民対象）」結果より

健康

■栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進■

◎野菜摂取量（20歳以上） 目標：1日あたり 350g（H29）

「ふくい健幸美食※¹」「かんたんレシピGoGo野菜!※²」「ちょい足し健幸レシピ※³」等で野菜の積極的な摂取を推進しました。今後も継続推進が必要です。

1日あたり 311.9g（H23） ⇒ 272.8g（H28）

※「平成28年度県民健康・栄養調査結果」より

※1 「ふくい健幸美食」：低塩分で野菜を多く使用した定食や惣菜、衣を薄くした揚げ物など、福井県独自の認証基準を満たすヘルシーメニュー

※2 「かんたんレシピGoGo野菜!」：簡単に作れて一皿で野菜を70g以上摂取できるレシピ

※3 「ちょい足し健幸レシピ」：普段の食事にもう一品追加することで、野菜は80g以上、鉄とカルシウムは1日必要量の約20%をプラスできるレシピ

◎食塩摂取量

目標：1日あたり 男性9.0g未満（H29）、女性7.5g未満（H29）

塩分摂取量は男女ともに減少しました。目標達成に向け、今後も継続した減塩推進が必要です。

1日あたり 男性11.8g（H23） ⇒ 10.5g（H28）

女性10.0g（H23） ⇒ 9.1g（H28）

※「平成28年度県民健康・栄養調査結果」より

◎食育・地産地消・健康づくりを進める店舗・団体数

・おいしいふくい食べきり運動協力店、ふくい食育・地産地消応援団、ふくい健幸美食の提供店舗の店舗数 目標：1,500店舗（H30）

上記3種の協力店舗や団体の登録を促し、「おいしいふくい食べきり運動」「食育・地産地消の推進」「低塩分で野菜たっぷりの食事の推進」について、チラシやパンフレットを配布するなどして県民に向けた活動を実施しました。

1,086店舗（H24） ⇒ 1,597店舗（H29）

Ⅱ 第3次計画策定の趣旨

1 趣旨

平成26年3月に「第2次ふくいの食育・地産地消推進計画」を策定し、「ふくいの食を通じて健康で豊かな生活を実現する」を基本理念に掲げ、「ライフステージに応じた『しあわせ元気』な食育活動の推進」「消費者との『つながり』を活かした地産地消の推進」「栄養バランスのよい適切な食生活を通じた健康づくりの推進」について、食育・地産地消を県民運動として展開していくため設置した「ふくいの食育・地産地消推進県民会議」の関係32団体を中心に、農林水産業、教育、健康などの幅広い分野と連携し、施策を推進してきました。

こうした活動の結果、小学校での食育活動が浸透し、大規模直売所の販売額が増加する等の成果を収めることができました。

近年、三世代同居率全国第2位^{※1}の本県においても核家族化が徐々に進行しており、共働き率全国1位^{※2}の中、中食・外食などの食の外部化が進んでいます。県民一人ひとりが健康の土台となる「食」の重要性を改めて認識し、自らの食を見直し、食に関する知識と食を選択する力を習得して、健全な食生活の実践ができるようにすることが重要です。

また、地域の自然・文化等に触れる様々な体験を通して、地域の農林水産業や食文化への理解を深めることは、本県出身の「食育の祖」石塚左玄の訓えのひとつである地域の物を地域で食する地産地消につながります。県内の消費者が県内で生産される農林水産物を購入することで、福井県の農林水産業を応援し、支えていくことが大切です。

今後は、働く世代、子ども・保護者・祖父母等への食育により、命の大切さを学び、地域や家庭の食文化を次世代につないでいくとともに、消費者が自ら進んで地域の生産物を選択するよう働きかけることで地産地消の推進に努め、県民が心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう「第3次ふくいの食育・地産地消推進計画」を策定します。

※1 三世代同居世帯割合 15%（平成27年国勢調査結果より）

※2 共働き世帯割合 56.6%（平成27年国勢調査結果より）

2 計画の位置づけ

この計画は、次の法令等に基づく推進計画として位置づけ、策定します。

- ①食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第17条に規定する「都道府県食育推進計画」
- ②地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号）第41条に規定する「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」
- ②福井県地産地消の推進に関する条例（平成20年3月14日福井県条例第1号）第9条に規定する「地産地消の推進に関する計画」

また、次に例示するものをはじめ本県のさまざまな分野の計画等と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図ります。

- ①「新ふくいの農業基本計画」（平成31年3月策定）
- ②「福井県教育振興基本計画」（平成27年12月策定）
- ③「第4次元気なふくいの健康づくり応援計画」（平成30年3月策定）

3 計画期間

平成31年度から平成35年度（5年間）

※計画期間中に大きな状況の変化等が生じた場合は、必要に応じ所要の見直しを行う。

Ⅲ 基本理念

1 基本理念

ふくいの食を通じて健康で豊かな生活をつないでいく

本県の風土や食文化などの特性を活かしながら、すべての県民が、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らしていくために、本県出身の「食育の祖」石塚左玄の訓え（下記参照）を引き継ぎ、「食」を通じて、健康で豊かなふくいの生活を次の世代にしっかりとつないでいく必要があります。

＜石塚左玄の食の訓え^{おしえ}＞

- 1 家庭での食育の大切さ
- 2 命は食にあるという食養道の考え
- 3 人間は穀食動物である
- 4 食物は丸ごとで食べる
- 5 地産地消で地域の新鮮で旬のものを食する
- 6 バランスのよい食事



写真1：石塚左玄 26 歳

（写真：NPO 法人フードヘルス

石塚左玄塾）

2 基本方針

「食育」「地産地消」の推進に関する施策についての基本的な方針を、つぎのとおり定めます。

食育

「家庭」「企業」「学校」で学ぶ食育の推進

○子ども・保護者・祖父母等、三世代が共に学ぶ食育の推進

○働く若い世代への食育推進

○農林水産業や食について学び体験する活動の推進

食について「体験すること」「伝えること（つなげていくこと）」を通じて、家庭や企業、学校で食育を推進します。

地産地消

「知る」「つくる」「買う」ことを通じ、すべての県民が参加する地産地消の推進

○農産物直売所、量販店等を通じた地産地消の拡大

○学校給食や社員食堂等への地場産食材の利用促進

○自産自消から地産地消へ

地場産食材について「知ること」、自分たちで「つくること」、地場産食材を「買うこと」を通じて、地産地消を推進します。

IV 目標

6 項目の目標を設定し、食育・地産地消を推進します。

1 「食 育」

「家庭」「企業」「学校」で学ぶ食育の推進

◎朝ごはんを毎日誰かと食べる人の割合

68.4% (H29) → 75.0% (H35)

◎主食・主菜・副菜を揃えた食事を1日に2回以上、

ほぼ毎日食べている人の割合 42.9% (H29) → 70.0% (H35)

◎ふくいの食育推進企業の登録数

— (H29) → 50事業所 (H35)

2 「地産地消」

「知る」「つくる」「買う」ことを通じ、すべての県民が参加する 地産地消の推進

◎大規模直売所の販売額（年間販売額3千万円以上）

35億円 (H29) → 45億円 (H35)

◎学校給食地場産食材使用率

44.7% (H29) → 55.0% (H35)

◎地場産食材を優先的に購入する人の割合

53.0% (H28) → 65.0% (H35)

V 施策

1 「食 育」

「家庭」「企業」「学校」で学ぶ食育の推進

これまで、各年代に応じた講座を開催する等、ライフステージに応じた食育を推進してきました。その結果、県内全ての小学校、中学校で農業体験を実施するなど、小中学生への食育が浸透してきました。

今後は、あらゆる世代が健康で豊かな生活を実現し次世代へつなげていけるよう、「家庭」「企業」「学校」といった、学ぶ場所ごとに食育を推進して行きます。

■家庭：子ども・保護者・祖父母等、三世代が共に学ぶ食育の推進

- 三世代が命の大切さ等を共に学び交流する、食に関する体験の推進
- 乳幼児がいる保護者に対する、地場産食材を用いた離乳食やおやつ等の推進
- 遊びながら食を学べる体験の場の設置
- 高齢者の健康に配慮した食事モデルメニューの普及推進
- 「おいしいふくい食べきり運動」の推進
- 「早寝早起き朝ごはん」運動等を通じた共食（きょうしょく）の推進
- 非常時に役立つ調理方法等の普及

■企業：働く若い世代への食育推進

- 県内企業への「ふくいの食育推進企業（仮称）」登録を通じた食育推進
- 食生活改善推進員が事業所等を訪問し、健康を保つための食を推進
- 健康に配慮した定食等のメニューを認証する「ふくい健幸美食」の普及推進
- 食と美容の関係など、若い世代の興味に応じた情報の発信
- 食品関連事業者に向けた適正な食品表示の指導

■学校：農林水産業や食について学び体験する活動の推進

- 生産者との交流による農林水産業等体験を支援
- 学校給食と連携した食育の推進
- 高校生への食の自立や食の選択力強化を推進
- スポーツに励む子ども達への、県産米等を活用した食育の推進

■子ども・保護者・祖父母等、三世代が共に学ぶ食育の推進

○三世代が命の大切さ等を共に学び交流する、食に関する体験の推進

- ・ 保育園、幼稚園、児童クラブ、PTA主催研修会等で、子どもと保護者や祖父母を対象に、おにぎり作りなどを通した食育講座を開催します。
- ・ 食育講座では、一汁三菜※（いちじゅうさんさい）の食事や、家族または誰かと一緒に食べる共食の推進、おにぎり作り、味噌作り、郷土食や行事食作り等、食に関する体験を行います。また、食べることは命をいただくことという「命の大切さ」について伝えます。

※ 「一汁三菜」：米を炊いた「ごはん」を主食とし、味噌汁やすまし汁等の「汁」、主菜一つと副菜二つの計「菜」三品から成る和食の基本となる献立(写真2、図1参照)

○乳幼児がいる保護者に対する、地場産食材を用いた離乳食やおやつ等の推進

- ・ 乳幼児の定期検診等を活用し、保護者への共食の推進、一汁三菜の献立の推進、地場産食材を利用した離乳食やおやつの推進を行います。また、むし歯予防についても普及啓発を進めます。
- ・ 未就学児施設において、4、5歳児を対象に、フッ化物洗口または親子歯みがき教室を実施することにより、むし歯の罹患率の減少に努めます。
- ・ 食生活改善推進員を対象に、若い女性のやせや低栄養の弊害、乳幼児への食育など母子栄養に関する正しい知識を普及するための講習会を実施します。

○遊びながら食を学べる体験の場の設置

- ・ 子どもたちが遊びながら食について学ぶことができる体験の場を、「エンゼルランドふくい」や「福井県こども家族館」に作り、食育を推進します。

○高齢者の健康に配慮した食事モデルメニューの普及推進

- ・ 高齢者の低栄養やフレイル（虚弱）対策としてたんぱく質やビタミン、ミネラル等を強化した「ふくい健幸美食」モデルメニューを開発し、普及を進めます。

※ 「ふくい健幸美食」：低塩分で野菜を多く使用した定食や惣菜、衣を薄くした揚げ物など、福井県独自の認証基準を満たすヘルシーメニュー(再掲)

○「おいしいふくい食べきり運動」の推進

- ・ 「食べきり運動先進県」として、連合婦人会や消費者団体、飲食店や食品小売店、企業と連携しながら、宴会時、外食時、家庭での食べきりを実践する取り組みを展開していきます。
- ・ 本県を中心とした「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」において、「おいしい食べきり運動」を展開していきます。

○「早寝早起き朝ごはん」運動等を通じた共食の推進

- ・就学時健診の際に実施する講座において、家庭教育アドバイザーにより「早寝早起き朝ごはん」とあわせて共食の習慣づくりについても、保護者を対象に推進します。

○非常時に役立つ調理方法等の普及

- ・水・電気・ガス等のライフラインが停止した状況や、買い物に行けない状況でも、通常家にあるもので日常に近い食事ができるよう、米、常温で保存できる野菜、缶詰、瓶詰、乾物などの食材を活用した非常時に役立つ調理方法等の普及を図ります。

(参考)一汁三菜 (いちじゅうさんさい) について



写真 2 : 一汁三菜の献立例

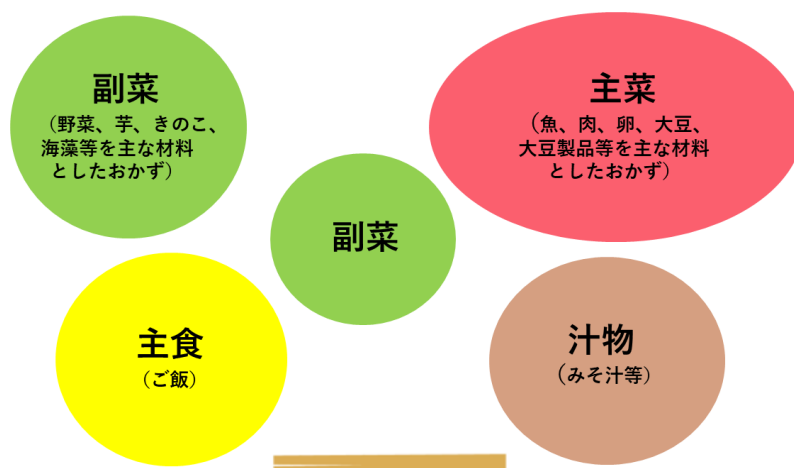


図 1 : 一汁三菜の献立 基本の配置

■働く若い世代への食育推進

○県内企業への「ふくいの食育推進企業（仮称）」登録を通じた食育推進

- ・企業内で社員への食育に取り組む企業を「ふくいの食育推進企業（仮称）」として登録する制度を創設し、県内企業が「社員への食育」に取り組むよう推進します。
- ・企業内に「食育推進員」を設置し、社員を対象に、「①健康を守る食育の推進、②地産地消の推進、③家庭での共食等の推進、④食に関する体験の推進」に取り組む企業に対し、活動の参考となる情報を提供します。
- ・積極的に食育活動を展開する企業を「食育優良企業」として表彰し、ホームページ等を通じて公表します。

○食生活改善推進員が事業所等を訪問し、健康を保つための食を推進

- ・働く世代に対し、減塩や肥満・やせの改善など、食生活や健康に関する正しい知識を普及するため、研修を受けた食生活改善推進員が、事業所訪問を行います。
- ・事業所訪問では、野菜摂取や減塩などバランスのとれた食事について従業員に普及を図り、生活習慣病の改善につなげます。

○健康に配慮した定食等のメニューを認証する「ふくい健幸美食」の普及推進

- ・「ふくい健幸美食」※認証メニューが、飲食店や社員食堂、スーパーマーケット等のより多くの店舗で提供されるようさらなる普及を図り、外食や中食（買ってきて家で食べることを）を利用する方が、健康に配慮した食事ができる環境づくりを進めます。

※「ふくい健幸美食」：低塩分で野菜を多く使用した定食や惣菜、衣を薄くした揚げ物など、福井県独自の認証基準を満たすヘルシーメニュー(再掲)

- ・若い世代のやせ・低栄養対策として、たんぱく質やビタミン、ミネラル等を強化した「ふくい健幸美食」モデルメニューを開発し、普及を図ります。また、その普及を通して、食品関連事業者に対する健康教育を行います。

○食と美容の関係など、若い世代の興味に応じた情報の発信

- ・食と美容、食とスポーツの関係など若者が興味を示す切り口から、食に関する情報を発信します。
- ・「ふくい健幸美食」提供店や、地場産食材を活用したヘルシーなメニューを提供する店舗の情報等をSNSを活用し発信します。

○食品関連事業者に向けた適正な食品表示の指導

- ・加工食品の栄養成分表示が適切に行われ、また、食品の表示が適正に行われるよう、食品関連事業者に対して講習会や指導を行います。

■農林水産業や食について学び体験する活動の推進

○生産者との交流による農林水産業等体験を支援

- ・生産者との交流による、最新の生産現場等を学ぶ体験を推進します。
- ・生産者の圃場での収穫体験や、収穫した食材を使った郷土食作り、販売体験など、地域と協力して体験活動を推進します。
- ・小学生を対象とした学校での水産業体験により、地元の水産業への理解促進に努め、ふるさと福井の水産物への誇りと愛着心を高めます。
- ・福井県オリジナルきのこ「越前カンタケ」や「ウスヒラタケ」のほか、原木しいたけなどの菌を木に打ち込む体験や栽培・収穫体験により、福井県産きのこへの理解を深める活動を推進します。

○学校給食と連携した食育の推進

- ・小中学生を対象に地場産食材に関する体験活動や授業を行うとともに、学校給食で実際に味わうことによって、地場産食材や地元の農林漁業に対する理解を深めます。
- ・食育の祖である石塚左玄の訓えを基にした食育教材を活用しながら、栄養教諭を中心に児童生徒への食育を推進します。

○高校生への食の自立や食の選択力強化を推進

- ・栄養バランスが偏りがちになる高校生に対して、望ましい食生活を行うための知識の習得および実践意欲を高める活動を推進します。
- ・全国の高校生が、食育に関する知識や技術を競う「全国高校生食育王選手権大会」を開催するとともに、全国へ情報発信し、食育先進県である本県の活動をアピールします。

○スポーツに励む子ども達への、県産米等を活用した食育の推進

- ・スポーツに励む小中高生の健全な発育を促し、部活動等で存分に能力を発揮することができるよう、スポーツ栄養学に基づいた食事について学ぶ機会を提供します。
- ・成長期である小中高生にとって、優れたエネルギー源であるお米を中心とし、地場産食材を活用した食事の紹介や食べ方の提案を行います。

2 「地産地消」

「知る」「つくる」「買う」ことを通じ、すべての県民が参加する地産地消の推進

これまで、園芸品目の生産拡大や学校給食への地場産食材使用の推進、6次産業化に取り組む農業者等の支援等を行い、地産地消を推進してきました。その結果、トマトやネギ等野菜の生産を拡大し、学校給食での地場産食材使用率の増加や大規模直売所の販売額の増加を実現しました。

今後、消費者が求める農産物の生産をさらに拡大し、新たな6次化商品の開発や直売所の整備等、消費者が購入しやすい環境を整えていくことにより、地産地消を推進します。

また、プランター栽培などを通じて、県民が気軽に農業に触れ、関心を高める機会をつくり、農産物を自ら生産し消費する「自産自消」から自らすすんで地場産農産物等を購入する「地産地消」につなげていきます。

■農産物直売所、量販店等を通じた地産地消の拡大

- 消費者の利便性向上のため、大規模直売所を新たに整備
- 消費者が求める食卓を彩る野菜や旬の果物などの少量多品目の農産物生産を推進
- 量販店の地場産コーナー等で買い物がしたくなる売場づくりや、地場産食材購入ポイント制度の導入推進
- 若い世代に地魚の魅力をPRし、購買意欲の向上と消費拡大を推進
- 新たな需要が見込まれる「健康食」「介護食」等、地場産食材を使った6次産業化商品の開発を支援
- 「米、酵母、水」のすべてが福井県産である最高級のふくいオリジナル地酒を商品化

■学校給食や社員食堂への地場産食材の利用促進

- 学校給食への利用を促進するため、収穫時期の拡大や広域集出荷貯蔵施設を整備
- 調理現場と生産現場をつなぐコーディネーターによる学校給食への利用促進
- 社員食堂等への地場産食材の導入推進

■自産自消から地産地消へ

- 市民農園やプランター菜園などで県民が野菜を栽培する取組を推進
- 「育てて・食べよう」写真コンクール（仮称）の実施
- 地産地消の推進により地域や生産者を応援

■農産物直売所、量販店等を通じた地産地消の拡大

○消費者の利便性向上のため、大規模農産物直売所を新たに整備

- ・大規模な直売所がなかった地域に、人が集まり、都市と農村の交流拠点となる農産物直売所を、大野市、勝山市、南越前町、美浜町等で整備し、大規模農産物直売所の店舗数を現在の２８店舗から３３店舗まで増やします。

○消費者が求める食卓を彩る野菜や旬の果物などの少量多品目の農産物生産を推進

- ・珍しい野菜、市場流通しない野菜（黒ニンジン等）や旬の果物（モモ、スモモ等）などの少量多品目生産等の農産物生産者に対して、小規模ハウス、機械整備等を支援し、直売所出荷者を育成します。
- ・栽培しやすく直売所で売れる品目、品種の選定と、作付け推進を行います。
- ・消費者が求める、福井県特別栽培農産物や有機ＪＡＳ農産物を振興するとともに、園芸の無農薬生産技術を実証し、直売所等での販売を進めます。

○量販店の地場産コーナー等で買い物がしたくなる売場づくりや、地場産食材購入ポイント制度の導入推進

- ・量販店内の地場産コーナーが一目でわかるよう、県内で統一したのぼり等を用いて装飾することを推進します。
- ・地場産食材を利用したレシピの作成・紹介、試食の提供等により、消費者の購買意欲を促進します。
- ・地場産食材購入時のポイントアップ協力店の開拓や、地場産食材購入促進キャンペーンの実施により、消費者の地場産食材購入意欲を促進します。

○若い世代に地魚の魅力をＰＲし、購買意欲の向上と消費拡大を推進

- ・若い世代に向けて地魚の魅力をＰＲし、購買意欲の向上と消費拡大を推進します。
- ・平成３２年度から始まるマハタ種苗の本格出荷・養殖開始に向けて、漁家民宿における取扱拡大を行うことにより、生産者から近隣民宿への出荷体制の構築を図ります。

○新たな需要が見込まれる「健康食」「介護食」等、地場産食材を使った６次産業化商品の開発を支援

- ・管理栄養士等と連携して、在宅高齢者や福祉施設等向けのスマイルケア食^{※１}の開発を支援します。
- ・研究機関等と連携して、機能性成分の分析や加工技術の開発等を通じ、機能性表示食品^{※２}の開発を支援します。

-
- ※1 スマイルケア食：「介護食」のことです。高齢者のみならず、健康維持上栄養補給が必要であったり、食機能（かむこと・飲み込むこと）に関して問題があるという方々に向けた食品
 - ※2 機能性表示食品：「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持および増進に役立つ）という食品の機能性が、事業者の責任において科学的根拠に基づき表示された食品

- ・食品加工業等のニーズなどの情報をデータベース化し、農林漁業者とのマッチング支援を強化します。
- ・サツマイモ、ウメに加え、ミディトマトやブドウ、メロンなど、食品加工業等のニーズに応じた1次加工品の生産技術の確立を支援します。
- ・市場動向を踏まえた、商品の開発や販路開拓、機械や施設の整備を支援します。

○「米、酵母、水」のすべてが福井県産である最高級のふくいオリジナル地酒を商品化

- ・蔵元と生産者との意見交換会や蔵元間の醸造技術交流会、試飲会等により、ふくいオリジナル地酒の高品質化を支援します。
- ・新たな酒米「さかほまれ」やふくいオリジナル地酒を地元で楽しむ、酒米生産体験イベントや醸造見学ツアー、販売イベントなどを開催します。

■学校給食や社員食堂等への地場産食材の利用促進

○学校給食での野菜の利用を促進するため、収穫時期の拡大や、広域集出荷貯蔵施設を整備

- ・地場産の野菜を購入することができる期間を延ばすために、新たな品種の導入や集出荷貯蔵施設の整備を支援します。

○調理現場と生産現場をつなぐコーディネーターによる学校給食への利用促進

- ・地場産学校給食地域コーディネーターが中心となり、地域推進会議やコーディネーター間の情報交換、給食・流通・生産現場のマッチング等により、学校給食での地場産食材使用率の向上を目指します。

○社員食堂等への地場産食材の導入推進

- ・社員食堂等を有する事業者に対して、加工業務用の地場産食材の導入を推進します。
- ・「ふくい健幸美食」※3を提供する飲食店等に対して、地場産食材のさらなる利用を働きかけます。

※3 「ふくい健幸美食」：低塩分で野菜を多く使用した定食や惣菜、衣を薄くした揚げ物など、福井県独自の認証基準を満たすヘルシーメニュー（再掲）

■自産自消から地産地消へ

○市民農園やプランター菜園などで県民が野菜を栽培する取組を推進

- ・ポットやプランターなどを用いた、野菜栽培キット（種、土、容器）や栽培カード等を活用しながら、消費者が日常的に野菜の栽培に取り組む活動を支援し、農業への関心を高め、理解を促します。

○「育てて・食べよう」写真コンクール（仮称）の実施

- ・消費者自らが栽培・収穫した農産物等を調理して美味しく食べている写真を募集し、農林業や食に関心を持ち、積極的に農業に参加する消費者を増やします。

○地産地消の推進により地域や生産者を応援

- ・地域で生産された農林水産物等を購入する消費者を増やし、地域の農林水産業を応援する行動として「地産地消」を推進します。

Ⅵ 推進体制

食育・地産地消のさらなる普及・拡大を図るため、その推進母体として設置した「ふくいの食育・地産地消推進県民会議」を通じ、県と関連団体の連携活動を進めます。

市町に対しては、「福井県食育・地産地消推進連携会議」により連携を強化し、食育・地産地消に関する活動を推進します。

また、若い世代への食育を推進する新たな人材を掘り起こし、「家庭」「企業」「学校」での食育活動を推進します。

○ふくいの食育・地産地消推進県民会議等による推進

- ・「ふくいの食育・地産地消推進県民会議」の参加団体の活動や相互の連携活動を促進し、「ふくいの食育・地産地消推進計画」の進行・管理を行います。
- ・「福井県食育・地産地消推進連携会議」を通じて、県の施策および市町の施策への相互理解を深め、活動を効率的に推進します。

○食育を推進する専門家を配置

- ・「ふくいの食育リーダー※」が行う、若い世代への食育を中心とした活動を支援します。
- ・新たな食育リーダーの認定と育成を行います。

※「ふくいの食育リーダー」：「ふくいの食育・地産地消推進計画」に基づき、地域に密着した食育活動を先導する食育の専門家。「ふくい食育ボランティア」として地域活動を支えてきた方々に加え、食に関する専門業務の実績や意欲を持った新たな人材の掘り起こしにより、平成 26 年度から 27 年度にかけて福井県が認定。



写真 3：食育リーダーによる講習会



写真 4：食育リーダー育成研修会

VII 参考資料

○食育基本法

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

○福井県地産地消の推進に関する条例

○計画策定の経過

○第3次ふくいの食育・地産地消推進計画策定専門委員名簿

○ 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)
最終改正:平成二七年九月一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、

基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供

及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進す

ることにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国

の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法

(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年十二月三日法律第六十七号)

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の

縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第一節 総則

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等(以下この章において「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」という。)を促進するため、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進を図らなければならない。

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、農林水産物等又はこれを原材料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、多様な主体による当該新技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この章において「農林漁業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者(以下この章において「構成員等」という。))となっている法人を含む。)をいう。

2 この章において「農林水産物等」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいう。

3 この章において「農林漁業及び関連事業の総合化」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を図るため、単独又は共同の事業として農林水産物等の生産(農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な収集その他の農林水産省令で定める行為を含む。次項及び第五項第一号において同じ。)及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものをいう。

4 この章において「総合化事業」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業であって、次に掲げる措置を行うものをいう。

一 自らの生産に係る農林水産物等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の生産に係る農林水産物等を含む。次号において同じ。)をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

二 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用施設、林業用施設又は漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、地域に存在する土地、水そ

の他の資源を有効に活用した生産の方式の導入その他の生産の方式の改善

5 この章において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。

一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発

二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

6 この章において「産地連携野菜供給契約」とは、農業者又は農業者の組織する団体(これらの者が主たる構成員等となっている法人を含む。以下この項において同じ。)が指定野菜(野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)第二条に規定する指定野菜をいう。以下この章において同じ。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給に係る契約(複数の産地の農業者又は農業者の組織する団体が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)をいう。

第二節 基本方針

第四条 農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等の推進に関する基本的な事項

二 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三節 農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する施策

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを

含む。以下この章において「総合化事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 認定を受けようとする農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。)の農林漁業経営の現状
 - 二 総合化事業の目標
 - 三 総合化事業の内容及び実施期間
 - 四 総合化事業の実施体制
 - 五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 総合化事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、総合化事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
 - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 総合化事業計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者の行う次に掲げる措置(第一号から第三号までに掲げる措置にあっては、農林漁業者等以外の者が行うものに限る。)に関する計画を含めることができる。
 - 一 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良措置(第九条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
 - 二 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資金助成法(昭和三十五年法律第四十二号)第二条第一項の林業・木材産業改善措置(林業経営の改善を目的として新たな林業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入することに限る。第十条第一項において「林業・木材産業改善措置」という。)を支援するための措置(林業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
 - 三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項の沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)を支援するための措置(沿岸漁業経営に必要な機器の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)
 - 四 その他当該総合化事業を促進するための措置
- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 二 当該総合化事業の実施により認定を受けようとする

農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるものであること。

- 6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。)であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。
 - 一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 8 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項の施設の整備として市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。第十四条において同じ。)内において、第三項の施設(農林水産物等の販売施設であって政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の建築(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十三号に規定する建築をいう。)の用に供する目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(以下この項及び第十四条第一項において「開発行為」という。)又は第三項の施設を新築し、若しくは建築物(建築基準法第二条第一号に規定する建築物をいう。)を改築し、若しくはその用途を変更して同項の施設とする行為(以下この項及び第十四条第二項において「建築行為等」という。)を行うものであり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長を含む。以下この項、第十四条第二項及び第四十二条第二項において同じ。)の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又

は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る第三項の施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域(都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

- 9 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。
- 10 農林水産大臣は、第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業(当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。)が記載された総合化事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 3 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者等(当該農林漁業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者等に係る同条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者(以下この章において「促進事業者」という。))を含む。以下この章において「認定農林漁業者等」という。)が当該認定に係る総合化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定総合化事業計画」という。))に従って総合化事業(同条第四項各号に掲げる措置を含む。第九条第一項において同じ。))を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第五項から第十項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開発・成果利用事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、研究開発・成果利用事業に関する計画(以下この章において「研究開発・成果利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発・成果利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 研究開発・成果利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 研究開発・成果利用事業の目標
 - 二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間
 - 三 研究開発・成果利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 研究開発・成果利用事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
 - 二 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三 その他農林水産省令で定める事項

- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発・成果利用事業計画が基本方針に照らし適切なものであり、かつ、研究開発・成果利用事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 5 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項(同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の都道府県知事の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)が記載されている研究開発・成果利用事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、当該都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合においては、第五条第七項後段の規定を準用する。

(研究開発・成果利用事業計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定研究開発・成果利用事業者」という。))は、当該認定に係る研究開発・成果利用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定研究開発・成果利用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者が前条第一項の認定に係る研究開発・成果利用事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定研究開発・成果利用事業計画」という。))に従って研究開発・成果利用事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金融通法の特例)

第九条 認定総合化事業計画に従って行われる総合化事業(以下この章において「認定総合化事業」という。))に第五条第四項第一号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体(次号において「農業者等」という。))とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第五条第四項第一号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。次号において「促進事業者」という。))と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第七条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林

水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

- 2 農業改良資金融通法第二条(前項の規定により適用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものについての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。))にあつては、十二年」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」とする。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十条 認定総合化事業に第五条第四項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を林業・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。))又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者(以下「林業従事者等」という。))」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。))と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「林業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、同法第八条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う林業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第十四条第一項中「林業従事者等」とあるのは「林業従事者等(林業従事者、木材産業に属する事業を営む者(政令で定める者に限る。))又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者をいう。次項において同じ。))」とする。

- 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項(前項の規定により適用される場合を含む。)の林業・木材産業改善資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。次条第二項において同じ。))は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十一条 認定総合化事業に第五条第四項第三号に掲げ

る措置が含まれる場合において、促進事業者が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」と、「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者(以下「沿岸漁業従事者等」という。))」とあるのは「同法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて同法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事業者(次条において「促進事業者」という。))と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。))」とあるのは「その申請者」と、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五条第四項第三号に掲げる措置」と、「その経営」とあるのは「その申請者に係る同法第九条第一項に規定する認定総合化事業を行う漁業者の経営」とする。

- 2 沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項(前項の規定により適用される場合を含む。)の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に規定する資金の据置期間は、沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の規定にかかわらず、その種類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(農地法の特例)

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画(第五条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項及び第十四条において同じ。))又は認定研究開発・成果利用事業計画(第七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。))に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

- 2 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従つて第五条第三項の施設又は第七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林漁業者等がその総合化事業計画(第五条

第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。)について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた総合化事業計画に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として行われる草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地をいう。)の形質の変更であつて、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第九条の規定による届出をしなければならないものについては、同条の規定による届出をしたものとみなす。

- 2 前項の規定は、第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画について第六条第一項の認定を受けたときについて準用する。

(都市計画法の特例)

第十四条 市街化調整区域内において認定総合化事業計画に従って行われる開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。)は、同条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において認定総合化事業計画に従って行われる建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十五条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者(食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。以下この項において同じ。)が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業(認定研究開発・成果利用事業計画に従って実施される研究開発・成果利用事業をいう。以下この章において同じ。)に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定総合化事業又は当該認定研究開発・成果利用事業に参加すること。
- 三 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者の委託を受けて、認定総合化事業計画又は認定研究開発・成果利用事業計画に従って施設の整備を行うこと。
- 四 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	この章若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十一条第一号	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項(これらの規定を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)
	同項	第十八条第一項
第二十三条第二号	第十九条	第十九条(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

(野菜生産出荷安定法の特例)

第十六条 第五条第十項の規定による通知に係る認定総合化事業計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う認定農林漁業者等については、当該認定農林漁業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約(対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給

することを内容とするものに限る。)」とあるのは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第三条第六項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

(種苗法の特例)

第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。)をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等(次項第二号において「従業者等」という。)が育成した同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「職務育成品種」という。)であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等(以下この条において「使用者等」という。)が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

第四節 雑則

(国等の施策)

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 国は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、農林漁業者等以外の者による農林漁業及び関連事業の総合化及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した新たな事業の創出を促進することが、農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすこと

にかんがみ、関係省庁相互間の連携を図りつつ、この章の規定に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、認定農林漁業者等に対し、認定総合化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定研究開発・成果利用事業者に対し、認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 第七条第一項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を第八条第四項において準用する場合を含む。)、第八条第一項から第三項まで、前条第二項並びに次条における主務大臣は、農林水産大臣及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十三条 この章に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、農林水産大臣の権限にあつては農林水産省令で定めるところにより地方農政局長又は北海道農政事務所に、主務大臣の権限にあつては主務省令で定めるところにより地方支分部局の長に、それぞれその一部を委任することができる。

第五節 罰則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。)及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する

取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念(以下この章において「基本理念」という。)にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体(以下この章において「生産者等」という。)は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項

二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項

三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項

四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画(次項及び次条第二項において「促進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所(農林水産物及びその加工品(以下この章において「農林水産物等」という。))をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。)その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用等の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等

の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率

的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○ 福井県地産地消の推進に関する条例

(平成二十年三月十四日 福井県条例第一号)

かつては、「身土不二」といわれ、四里四方でとれた旬の物を食べることが食の基本であった。しかし、近年、経済のグローバル化や流通の発達によって、日々の食生活と地域の農林水産業との結び付きが薄れてきている。わが国の食料自給率の低下や食料輸送距離の増大などに象徴される生産の場と消費の場との距離の拡大は、社会的および心理的な距離をも拡大させ、食の安全性や地域の農林水産業の発展に悪影響を及ぼしている。

このような中で、地域で生産された物を地域で消費する「地産地消」への取組が今求められている。「地産地消」は、その推進によって県内生産者と県民との間に密接な関係を構築し、生産と消費とのかかわりや食の安全性についての共通認識を深めるとともに、地域の農林水産業の活性化や食育との相乗効果をも生み出すことのできる有効な取組である。

ここに、「地産地消」の推進を決意し、総合的かつ計画的に「地産地消」を推進するために、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務ならびに市町、生産者、事業者および県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、安全で安心な県内農産物等の供給、本県農林水産業の持続的な発展および活力ある農山漁村の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地産地消 県内農産物等を県内で消費することをいう。
- 二 県内農産物等 県内で生産された農林水産物およびこれらを県内で加工した食品をいう。
- 三 事業者 県内で食品の製造、加工、流通、販売または食事の提供を行う事業者およびその組織する団体をいう。

(基本理念)

第三条 地産地消の推進は、県、市町、生産者、事業者および県民が連携し、農林水産業の取組および県内農産物等の情報を共有することを通じて信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、協力しながら行うものとする。

- 2 地産地消の推進は、安全で安心な県内農産物等を県民に供給することができる仕組を構築しながら行うものとする。
- 3 地産地消の推進は、県民の豊かな食生活の維持向上に資するため、それぞれの地域の食文化が継承され、発展していくよう行うものとする。
- 4 地産地消の推進は、生産者、事業者および県民の自発的な取組を尊重しながら行うものとする。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町、生産者、事業者および県民と連携し、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、県、生産者、事業者および住民と協力しながら、地域の実情に応じた地産地消の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第六条 生産者は、県内農産物等が県民の健康を支えていることを自覚し、その安全性の確保に取り組むものとする。

2 生産者は、生産する県内農産物等に対する県民の需要の把握に努めるとともに、その品質等に関する情報を事業者および県民に提供するよう努めるものとする。

3 生産者は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、地産地消の推進に関する事業者および県民の自主的な取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

2 事業者は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、生産者および県民と連携して地産地消の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、食料の供給、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等地域の農林水産業が有する多面的な機能に対する理解を深めるとともに、県内農産物等の安全性を確保するための生産者の取組を尊重し、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

2 県民は、家庭および地域において食育を推進することにより、食の大切さを理解し、健康で豊かな食生活の維持向上に取り組むよう努めるものとする。

3 県民は、県または市町が実施する地産地消の推進に関する取組を尊重するとともに、生産者との交流活動への参加等自主的な取組に努めるものとする。

(地産地消推進計画の策定)

第九条 知事は、地産地消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地産地消の推進に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

る。

一 地産地消の推進に関する施策についての基本的な方針

二 地産地消の推進の目標に関する事項

三 生産者、事業者または県民が自発的に行う地産地消の推進に関する活動の促進に関する事項

四 地産地消の推進体制に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、地産地消を推進するために必要な事項

3 知事は、第一項の計画を策定し、または変更するときは、市町、生産者、事業者および県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、第一項の計画を策定し、または変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(地産地消に関する啓発活動)

第十条 県は、地産地消に対する県民の関心および理解を深めるとともに、生産者、事業者および県民が地産地消に関する情報を共有し、相互理解を深めていくため、情報の提供、啓発活動その他必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県内農産物等の使用の促進を図り、県民の意識啓発に資するための日を定め、これを広く県民に普及させるよう努めるものとする。

(県の施設等における県内農産物等の優先使用)

第十一条 県は、県が設置する公の施設または県が主催する催しにおいて食の提供を行うときは、県内農産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

(食育との連携)

第十二条 県は、地産地消に関する施策の策定および実施に当たっては、食育に関する施策との連携を図り、効果的に行うものとする。

(実施状況の公表)

第十三条 知事は、地産地消の推進に関する施策の実施状況について、毎年公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

○計画策定の経過

(1) 第3次ふくいの食育・地産地消推進計画策定専門委員との意見交換

月 日	会議名称等	内 容
平成30年 6月	食育・地産地消専門 委員意見聞き取り	第3次計画の施策の方向性について
平成31年 1月	食育・地産地消専門 委員意見聞き取り	第3次計画（案）について
2月	食育・地産地消専門 委員意見聞き取り	第3次計画（案）について

(2) ふくいの食育・地産地消県民会議での意見交換

月 日	会議名称等	内 容
平成30年 8月20日	第1回 ふくいの食育・地産 地消推進県民会議	第3次計画の施策の方向性について

(3) 食育リーダーとの意見交換

月 日	会議名称等	内 容
平成31年 1月30日	食育・地産地消に関する意見 交換会（食育リーダー）	第3次計画（案）について

(4) その他（ふくいの農業あり方検討会、農業者・関係団体との意見交換）

月 日	会議名称等	内 容
平成30年 5月30日	第1回ふくいの農業 ありかた検討会	計画の見直しの方向性について （農業基本計画の項目として検討）
7月	農業者、関係団体等 との意見交換	新計画の施策の方向性について （農業基本計画の項目として）
8月 9日	第2回ふくいの農業 ありかた検討会	新計画の施策の方向性について （農業基本計画の項目として検討）
11月 8日	第3回ふくいの農業 ありかた検討会	新計画の中間とりまとめ 食育・地産地消計画の骨子について
平成31年 1月21日	第4回ふくいの農業 ありかた検討会	新計画の最終とりまとめ （農業基本計画の項目として検討）

○第3次ふくいの食育・地産地消推進計画策定専門委員名簿

氏 名	所属・役職名
大 瀧 宏 之	武生青果株式会社 専務取締役
北 山 富 士 子	公益社団法人福井県栄養士会 会長
佐 藤 真 実	仁愛大学人間生活学部健康栄養学科 准教授
米 倉 れい子	株式会社 食 STORY 代表取締役

(五十音順、敬称略)

第3次ふくいの食育・地産地消推進計画

福井県農林水産部食料産業振興課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0417

FAX 0776-20-0649

E-mail shokusan@pref.fukui.lg.jp

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県